平成２９年（フ）第２４号
福岡県みやま市瀬高町上庄1784番地１、開始決定時の住所福岡県小郡市三沢4745番地２
破産者　佐々木博人
１　破産債権の届出期間　平成29年10月26日まで
２　一般調査期日　平成29年12月14日午前11時
平成29年９月15日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県久留米市高良内町1645番地
破産者　松浦　文彦
１　破産債権の届出期間　平成29年10月26日まで
２　一般調査期日　平成29年12月14日午前11時30分
平成29年９月15日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３４号
岡山市北区御津紙工2767番地
破産者　河田　　昇
１　破産債権の届出期間　平成29年11月13日まで
２　一般調査期日　平成29年12月19日午前10時20分
平成29年９月14日
岡山地方裁判所第３民事部

破産管財人変更

平成２９年（フ）第９９号
富山市赤田719―１　赤田ハイツ305、住民票上の住所愛知県長久手市片平１丁目416番地プラッサムコート長湫105号室
破産者　安田　直人
破産管財人　坂木　寿和が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　大坪　直人
平成29年９月13日　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
福井市日之出４丁目７番２号
破産者　小林縫製株式会社
破産管財人　安部　　剛が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　吉村　　悟
平成29年９月13日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
福井市順化２丁目19番２号
破産者　小林　和美
破産管財人　安部　　剛が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　吉村　　悟
平成29年９月13日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０７３号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号
清算株式会社　株式会社エーアイパシフィック
１　決定年月日　平成29年９月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１００３号
福岡市博多区上川端町13番15号
清算株式会社　エボルブテック株式会社
代表清算人　柴田　和彦
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０５０号
東京都大田区大森中２丁目７番６号
清算株式会社　三力工業株式会社
代表清算人　入澤　英明
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
⑴　協定債権とは、特別清算株式会社の債権者の有する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）、第３に規定する役員貸付金並びに第４に規定する劣後的債権を除いたものをいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
２　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（東京双和法律事務所東京都港区虎ノ門一丁目16番６号虎ノ門ラポートビル６階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更及び弁済方法
１　協定債権元本について
⑴　弁済
特別清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、特別清算株式会社における弁済原資（特別清算手続申立時に特別清算株式会社が有する現金及び預金の合計額から、解散及び特別清算手続のための手続費用を控除した金額）を、特別清算開始決定時における協定債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
特別清算株式会社は、協定債権元本の弁済を実行する場合には上記⑴の弁済実行時において、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、協定債権元本の弁済を実行しない場合には各協定債権者が弁済不実行通知書を受領した時点において、協定債権元本につき、全額の債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の実行後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から必要な費用を除いた残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、上記⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、上記⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
２　協定債権元本以外の協定債権
特別清算株式会社は、第２．１⑴により弁済を実行する場合には弁済実行時において、弁済を実行しない場合には各協定債権者が弁済不実行通知書を受領した時点において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。
第３　役員貸付金
１　定義
役員貸付金とは、特別清算会社の代表清算人入澤英明が特別清算会社に対して有している貸付債権及び利息債権をいう。
２　役員貸付金についての免除
役員貸付金は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
第４　劣後的債権
１　定義
劣後的債権とは、株式会社日本政策金融公庫が平成23年２月24日付劣後特約付金銭消費貸借契約証書（以下「本件劣後特約付金銭消費貸借契約証書」という。）に基づく貸付金（貸付金額150,000,000円）、利息及び遅延損害金など本件劣後特約付金銭消費貸借契約証書に関連する一切の債権をいう。
２　劣後的債権についての免除
劣後的債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２９年（再）第１号
北海道函館市大川町15番26号
再生債務者　中川建設株式会社
主文　平成29年２月27日にした監督命令を取り消す。
平成29年９月13日　　函館地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２９年（再）第２号
北海道上磯郡木古内町字木古内207番地73
再生債務者　株式会社茂泉建設
１　決議に付する再生計画案　平成29年８月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年10月11日まで
４　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成29年10月11日まで
平成29年９月13日　　函館地方裁判所民事部